



国民経済計算の次回基準改定について

令和2年2月3日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

次回基準改定で対応を行う以下の項目について、JSNAへの反映方法及び基準年(2015年)の現時点の推計結果を報告。

<産業連関表の反映関係>

1. 改装・改修(リフォーム・リニューアル).....P2
2. 住宅の販売マージン等..... P5
3. 建設業.....P7

<国際基準(2008SNA)への対応関係>

4. 娯楽作品原本の資本化・著作権等サービス..... P8

<経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善>

5. 住宅宿泊事業..... P10

※推計結果は現時点の暫定値であり、2020年末の基準改定公表まで変更があり得る。

上記の他、構造統計の反映によるベンチマーク(基準)の変更によって改定が生じることに留意が必要。

また、推計結果は基準年(2015年)への影響であり、影響は年によって異なる。

1. 改装・改修(リフォーム・リニューアル)の総固定資本形成への計上

【対応方針】

- 2015年(平成27年)産業連関表において、従来、建設補修(建築・土木)の産出額は、全て中間消費とされていた。このうち建築の産出額(9.5兆円)を「建築物リフォーム・リニューアル調査」(国土交通省)を用いて、
 - 機能・耐用年数向上を伴う「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」(7.5兆円)
 - その他「維持・修理」(2.0兆円)
 に分割し、「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」は総固定資本形成に計上する変更が行われた。
- JSNAにおいても、産業連関表の結果を反映し、「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分を新たに総固定資本形成(民間住宅投資及び民間企業設備投資)に計上。

2015年(平成27年)産業連関表において、「建築物リフォーム・リニューアル調査」の結果を用いて分割

		2011年基準	2015年基準
建設補修(建築) (9.5兆円)	改装・改修 (リフォーム・リニューアル) (7.5兆円)	建設補修全体で 区別なく産出額 を記録 需要先は全て 中間消費	機能向上・耐用年数向上を伴うものを、 総固定資本形成として記録
	維持・修理 (2.0兆円)		引き続き、中間消費として記録

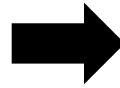
基準年GDP水準への影響

- これまで中間消費に計上されていた「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分を、総固定資本形成に計上。
- 名目GDPを1.4%程度押上げる要因。
(うち民間住宅投資(名目GDP比0.5%程度)、民間企業設備投資(名目GDP比0.9%程度))

参考：マクロ（一国計）でみたGDPへの影響のイメージ図

2011年基準

- 建設補修全体で産出額を記録
- 需要先は全て「中間消費」



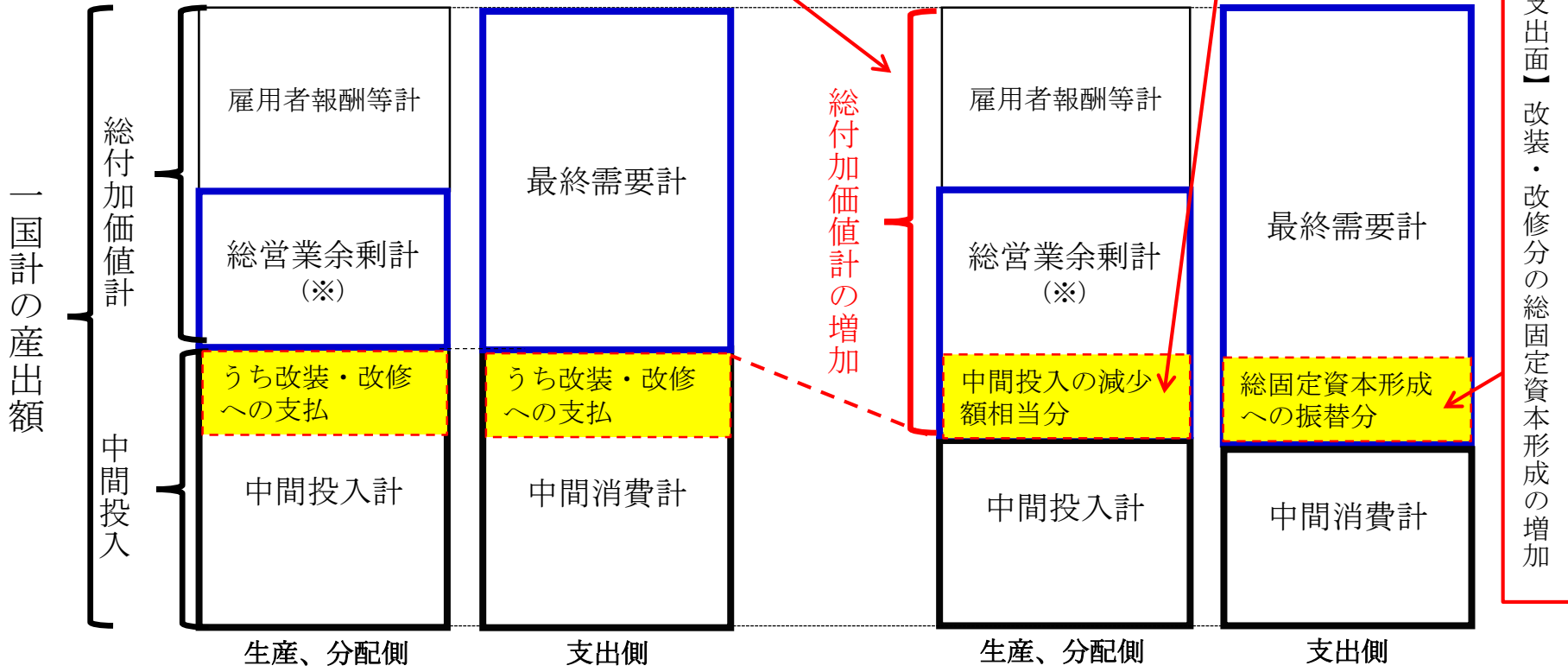
2015年基準

- 建設補修のうち機能性向上・耐用年数向上を伴う「改装・改修分」を記録。
- 需要先は「総固定資本形成」

【生産面】
中間投入の減少分
⇒総付加価値の増加

【分配面】
総営業余剰（改装・改修の減耗＋純営業余剰）の増加

【支出面】
改装・改修分の総固定資本形成の増加



(※) 総営業余剰＝営業余剰＋固定資本減耗

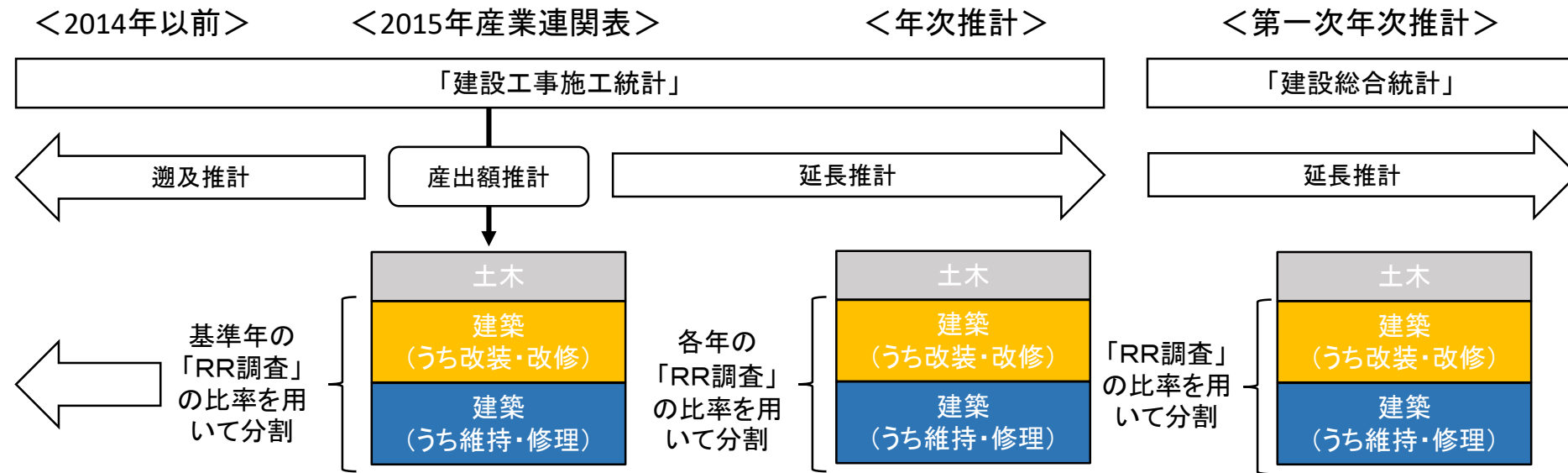
1. 改装・改修(リフォーム・リニューアル)の総固定資本形成への計上

【延長推計】

- 現行基準と同様に、建設補修の産出額については、「建設工事施工統計」(第一次年次推計においては「建設総合統計」)で延長推計後、建築部分について、各年の「建築物リフォーム・リニューアル調査」(RR調査)における「改装・改修」と「維持・修理」の比率を用いて分割。

【遡及推計】

- 建設補修の産出額については、「建設工事施工統計」で遡及推計。
- 建築部分の「改装・改修」「維持・修理」の分割については、接続産業連関表において、過去の分割比率を把握できる資料が存在しないため、2015年の比率を用いて遡及が行われている。JSNAにおいても、こうした対応と整合をとる形で、基準年(2015年)の比率を用いて遡及推計を行う。



2. 分譲住宅販売マージン等

【対応方針】

- 2015年(平成27年)産業連関表において、これまで推計の対象外であった、
 - 分譲住宅の販売マージン(2.0兆円)
 - 非住宅不動産の仲介手数料(0.1兆円)
 を新たに推計し、総固定資本形成に計上する変更が行われた。
- JSNAにおいても、産業連関表の変更を反映し、これらを所有権移転費用として、新たに総固定資本形成(民間住宅投資及び民間企業設備投資)に計上。

2015年(平成27年)産業連関表
において、新たに記録

		2011年基準	2015年基準
所有権移転費用	住宅の販売マージン(※)	産出額を記録せず	総固定資本形成(民間住宅投資)として記録
	非住宅の仲介手数料	産出額を記録せず	総固定資本形成(民間企業設備投資)として記録
	(参考) 住宅売買仲介手数料	総固定資本形成(民間住宅投資)として記録 ※2005年以前の基準では中間消費扱い	総固定資本形成(民間住宅投資)として記録

基準年GDP水準への影響

- 名目GDPを0.4%程度押し上げる要因。

基準年GDP水準への影響

- 名目GDPを0.0%程度押し上げる要因

(※)非住宅の買取再販事業における売買マージンについては、基礎統計の制約上把握困難であり、記録されていない。

【2008SNAにおける所有権移転費用の扱い】

- 2008SNAでは、資産の取得・処分に係る所有権移転費用は、その発生時に（取得または処分時）に総固定資本形成として記録するとされている。
- 所有権移転費用の例としては、資産の取得・処分時に発生する法律家、建築家、測量士、エンジニア等に支払う手数料、不動産業者等に支払う手数料が挙げられている。

【JSNAにおける所有権移転費用の取扱い】

- JSNAでは、所有権移転費用については、商業・運賃マージンのほか、2011年基準より、住宅の不動産仲介手数料について、総固定資本形成（民間住宅投資）に含めている。
※住宅の不動産仲介手数料は2005年基準以前は中間消費として扱われていた。
- これらの所有権移転費用に係る固定資本減耗については、商業・運賃マージン分は対象となる資産の平均使用年数にわたって償却される扱いとなっている。不動産仲介手数料分は、住宅資産の所有者当たりの平均的な保有期間にわたって償却される扱いとなっている。

3. 建設業の産出額

【対応方針】

- JSNAでは建設業(建設補修分除く)の産出額を、産業連関表における産出額をベンチマークとして、年次推計において「建設総合統計」(国土交通省)の伸び率を用いて延長推計を行っている。

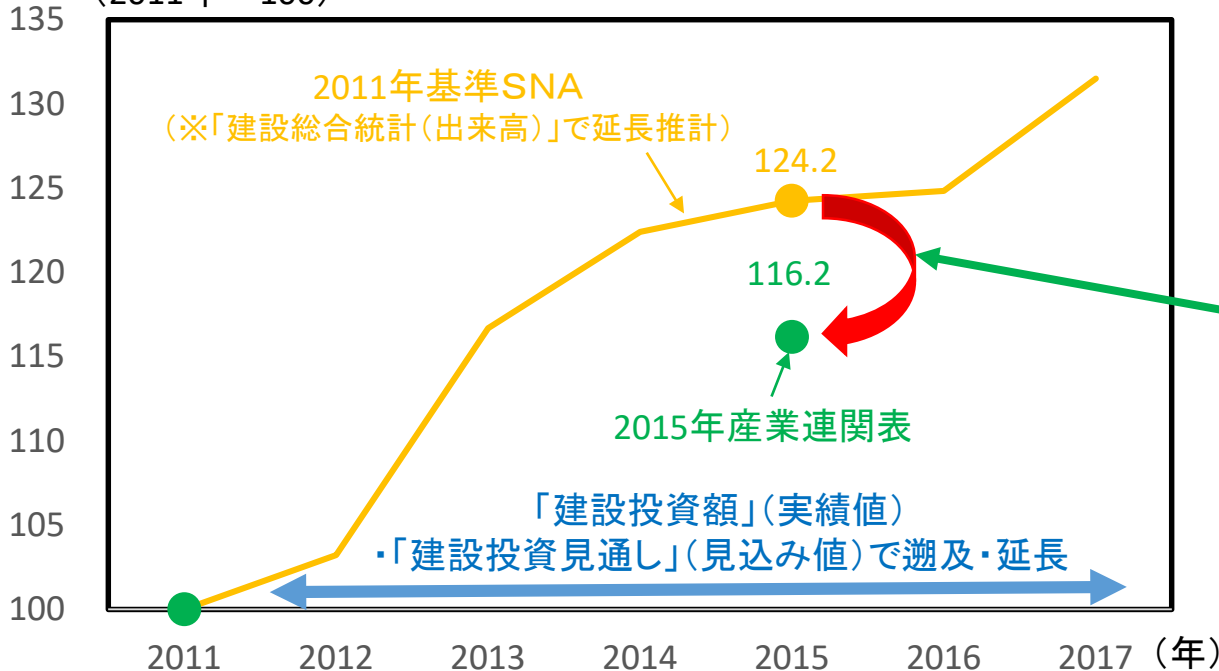
※建設業(建設補修分除く)の産出額は、全額総固定資本形成として計上。

- 基準年(2015年)について「2015年産業連関表」の結果を反映する。「建設総合統計」の精度向上に向けた検討を踏まえ、2011年~2014年の補間年推計及び2016年・2017年の延長推計については、「建設投資額」(実績値)及び「建設投資見通し」(見込み値)の結果を用いて推計を行う。

※第一次及び第二次年次推計については「建設総合統計」を用いて推計を行う。

<建設業(建設補修分除く)の産出額推計イメージ>

(2011年=100)



基準年GDP水準への影響

- 建設業(建設補修分除く)の2011年から2015年にかけての伸び率が8.1%下方改定。
- 名目GDPを0.6%程度押下げる要因。

(備考) 1. 建設業(建設補修分除く)の産出額は、全額総固定資本形成として計上。

2. 「建設投資額」及び「建設投資見通し」は総計からRR分を除いたもので遡及・延長推計を行う。

4. 娯楽作品原本の資本化・著作権等サービス

【対応方針】

- 国際基準(2008SNA)では、固定資産の内訳として「知的財産生産物」を含め、その内訳として「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を含めるとされている。(現行基準JSNAでは未対応)
- 次回基準改定において、国際基準対応の一環として、①映画原本、②テレビ番組原本、③音楽原本、④書籍原本、を新たに総固定資本形成としての記録の対象とし、OECDハンドブックで推奨されている手法を参考に、「コスト積上げ方式」又は「ロイヤリティ方式」で計測を行い、娯楽原本の資本化については、基準年名目GDPを0.2%程度押し上げる要因となる。
- 同時に計上を開始する著作権等サービスについて、娯楽作品分が名目GDP比0.0%程度、ソフト分が名目GDP比0.1%程度の輸入超過となっております、名目GDPの押下げる要因となる。(娯楽作品原本の資本化・著作権等サービスを合計したネットでの基準年GDPへの影響は0.0%程度)

	①映画原本	②テレビ番組原本	③音楽原本	④書籍原本
推計方式	コスト積上げ方式	コスト積上げ方式 (※原本に含める対象の番組ジャンルは、ドラマ、アニメ、コメディ等とし、放映時間比率や制作部門人数比率等から当該部門の制作費を計算)	ロイヤリティ方式 (※レコード会社の原盤制作費用のみコスト積上げ方式で計測)	ロイヤリティ方式
推計に用いるデータ	「特定サービス産業実態調査」「情報通信業基本調査」「経済センサス」	「NHK・民放主要局の決算資料」「特定サービス産業実態調査」「情報通信業基本調査」「経済センサス」	「著作権管理団体から得られた著作権使用料・著作権隣接権使用料データ」「特定サービス産業実態調査」	「業界データ」「特定サービス産業実態調査」
推計結果(2015年)	名目GDP比0.2%程度			

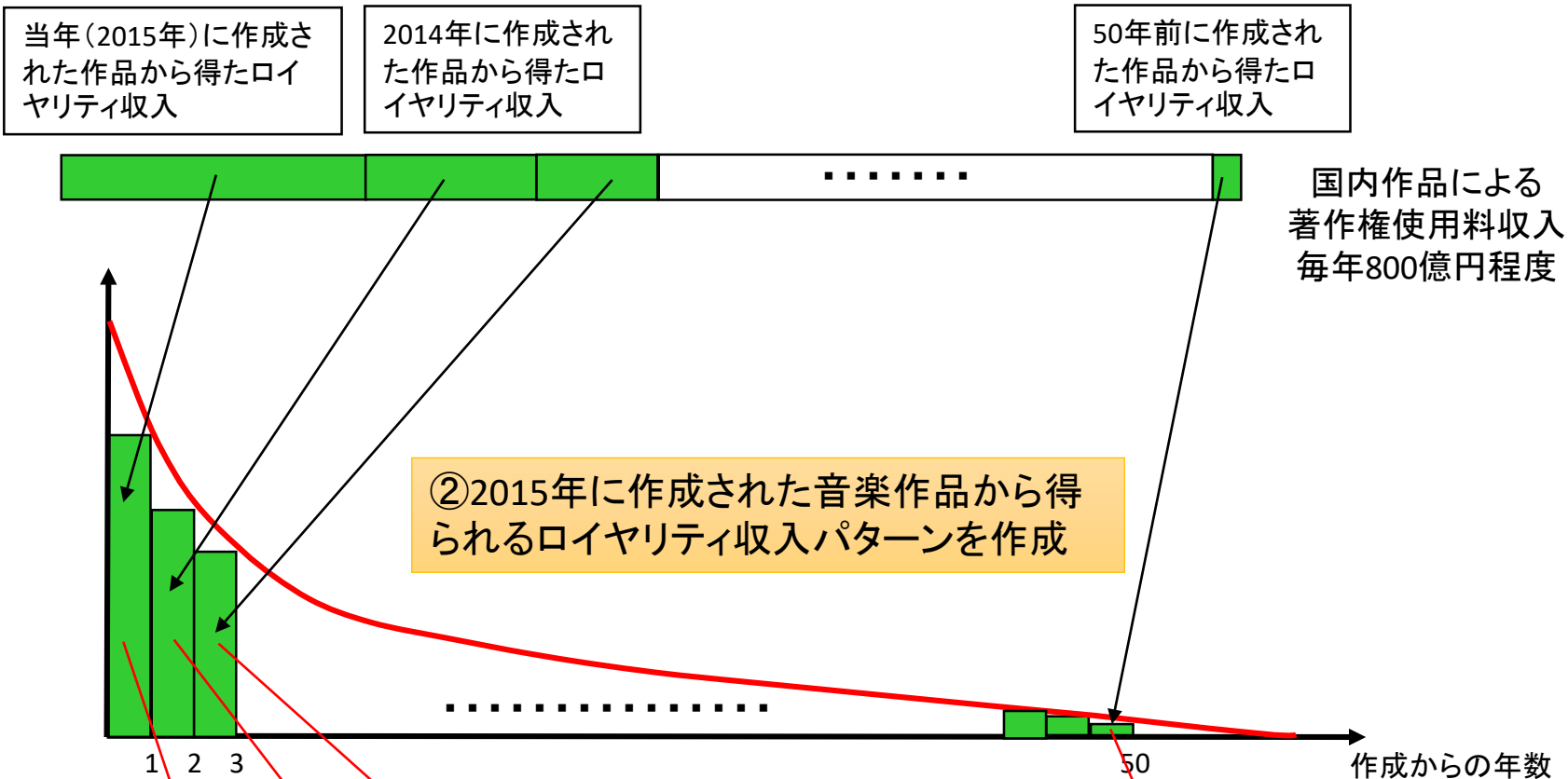
基準年GDP水準への影響

- 著作権等サービスが輸入超過となっており、ネットでの影響は0.0%程度。

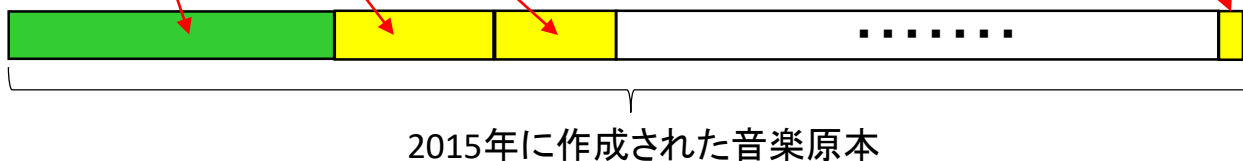
4. 娯楽作品原本・著作権等サービス

<ロイヤリティ方式による推計イメージ>

①著作権管理団体より2015年に得られるロイヤリティ収入の作成年別のデータ入手



③10年物国債金利を用いて、割引現在価値を計算。その総和として2015年に作成された原本の価値を求める



参考：GDPへの影響のイメージ図

2011年基準

- 娯楽原本の産出額及びその需要を記録せず
- 「映像・音声・文字情報制作業」及び「放送業」の生産費用に娯楽原本作成分を包含

- 映像・音声・文字情報制作業
- 放送業

2015年基準

- 娯楽原本産出額を記録。
- 需要先は「総固定資本形成」



【生産面】
娯楽原本の産出額
⇒総付加価値の増加

【分配面】
総営業余剰（娯楽原本の減耗+純営業余剰）の増加

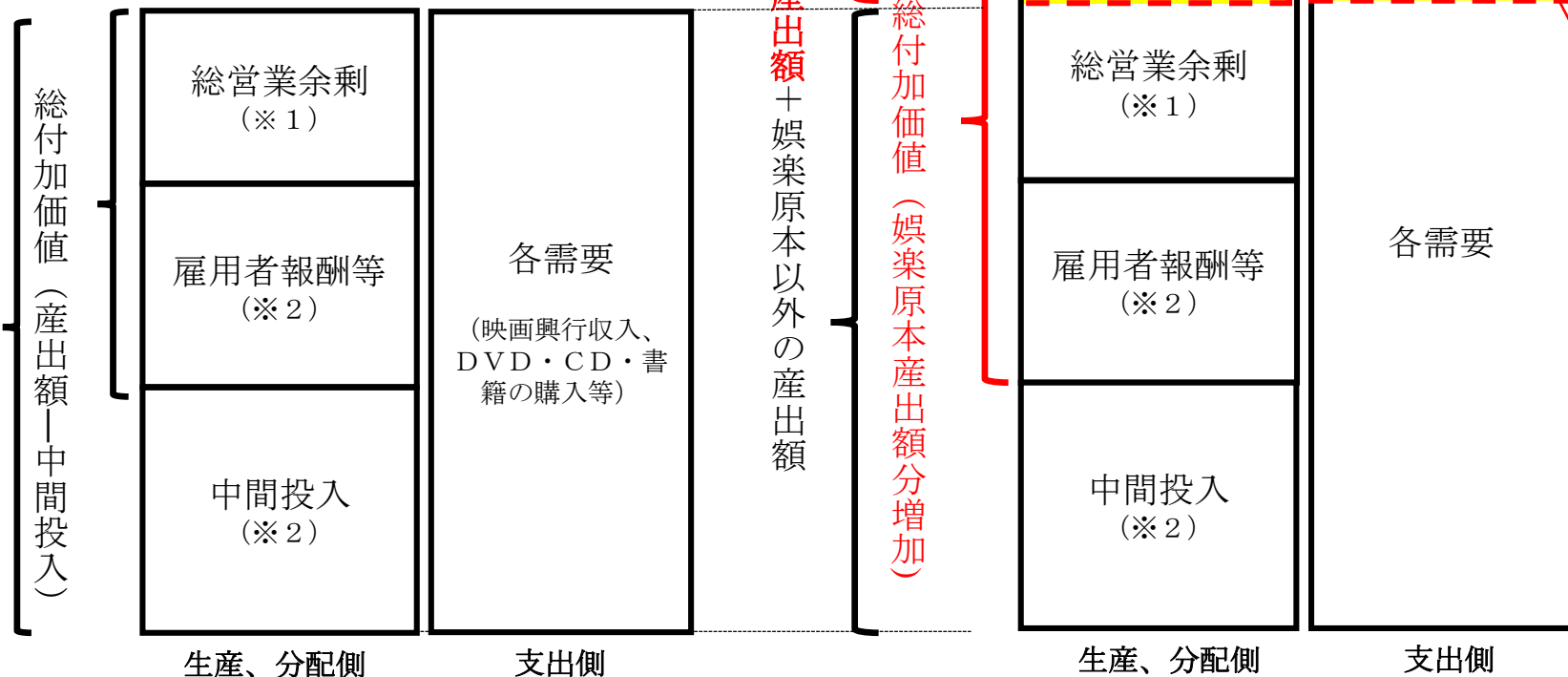
娯楽原本産出額+娯楽原本以外の産出額

総付加価値（娯楽原本産出額分増加）

娯楽原本の総固定資本形成

【支出面】娯楽原本分の総固定資本形成の増加

娯楽原本以外の産出額



(※1) 総営業余剰=営業余剰+固定資本減耗

(※2) 現行基準でも中間投入や雇用者報酬等には娯楽原本作成に要した費用分が含まれる。

5. 住宅宿泊事業

【対応方針】

- 住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる住宅宿泊事業を記録の対象として、住宅宿泊事業法の宿泊実績、訪日外国人消費動向調査等から、産出額の推計を行う。
- 国家戦略特区法に基づく住宅宿泊事業は2016年1月以降、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業は2018年6月以降に行われているものであり、2015年以前の名目GDPに影響を与えない。
- なお、住宅宿泊事業法施行後の2018年度の名目GDPを0.0%程度の押上げる要因となる見込み。

<概算>

1. 価格情報

「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)の「地域調査」の個票データに記載された「有料での住宅宿泊」の1人1泊当たりの宿泊費を集計し、2018年度の1人1泊当たりの宿泊費約4500円を求める。

2. 数量情報

「住宅宿泊事業法の宿泊実績」(観光庁)から2018年度の延べ宿泊者数を約273万人泊と把握。

以上により、住宅宿泊事業分を求めた後、「住宅宿泊事業法の届出住宅数(2018年度末時点:約1.5万件)」と「国家戦略特区法上の民泊施設数(2018年度末時点:約0.2万件)の比により、2018年度名目GDP比0.0%程度と計算。